

専修大学法科大学院における民事訴訟法の教育について

専修大学法科大学院教授 佐野 裕志

I. はじめに

平成16年4月に発足した専修大学法科大学院は、この4月で12年目を迎えた。発足時には民事訴訟法分野での問題を抱えていたそうであるが、奇しくも民事訴訟法を専攻分野とする私が、このたび院長（法務研究科長）を努めることになった。法科大学院をめぐる状況は、この間に大きく変化してきたが、法科大学院が有すべき意義や、将来の法曹養成にとって民事訴訟法教育の持つ重要性そのものは変わらないはずである。

また民事訴訟法の講義そのものも、かねてより初学者が理解に苦しむ科目の代表の1つでもあり、多くの民事訴訟法担当教員は、様々な教育方法の改善に取り組んできている。

そこで、本法科大学院発足時から今までの民事訴訟法教育の変遷を確認し、その上で、本学における教育の試み（本法科大学院の特色でもある）をまとめ、次の段階に向けての記録として残しておくことにする。

II. 専修大学法科大学院での「民事訴訟法」科目の変遷

1. 本学に赴任したのは平成19年4月、本法科大学院が発足して3年が経過し、未修者教育が一巡した年であった。その頃の「民事訴訟法」教育としては、未修者対象として民事訴訟法Ⅰ（1年前期）及び民事訴訟法Ⅱ（同後期）、既修者対象として民事訴訟法Ⅱ（2年前期）の講義が行われていた（いずれも2単位）。つまり、法律基本科目の1つである民事訴訟法について、未修者は4単位、既修者は2単位みの開講であった。法科大学院の設置基準は満たしているが、おそらく全国で最も少ない修得単位数であった。むろん、実務家教員による「要件事実」や「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」でかなりの部分の補充が行われてきたようであるが、理論教育が手薄であったことは否定できない事実であった。

問題は修得単位数だけではない。未修者は「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」を通じて民事訴訟法全体を学習することになっており、一方、既修者は「民事訴訟法Ⅰ」の履修が免除されている、つまり民事訴訟法の前半分だけの履修免除という奇妙なカリキュラムであった（当時のシラバスを確認してみても、既修者は民事訴訟法の後半部分を学習することになっていた）。実際の教育も、未修者教育を担当していた教授は、当時、WTO（世界貿易機関）の上級委員会委員を努め（平成12年6月から19年12月まで、平成16年12月より17年12月までは同委員会委員長）、ジュネーブに居住していたため、集中講義の方式で民事訴訟法の教育が行われていた。また既修者教育を担当していたのは、学部の兼任教員であり、シラバスの授業内容とは大幅に異なり、自らの分厚い教科書を15回の講義で通読、あるいは民事訴訟法は学習済みとして民事執行法の講義を行っていたとのことであった（当時から「執行・保全法」がカリキュラムで存在していたにもかかわらず）。

本法科大学院は、設置計画の段階で民事訴訟法分野の専任教員がいないことで設置認可が留保されたとのことであるが、それに加えカリキュラム自体も、そして実際の教育も大きな問題を抱えていたのである（この分野の選択科目である倒産法も2単位科目1つのみであった）。

2. そこで、着任時になすべき仕事は「民事訴訟法」教育の立て直しであったが、しかし、目の前に在学生在がいる以上は当面の対策がまず必要であった。平成19年度は、未修者には民事訴訟法Ⅰ・Ⅱを通じて民事訴訟法の全体を講義し、既修者には民事訴訟法Ⅱで、判例を中心として民事訴訟法の理解の確認を行うことにして（現在の「応用民事訴訟法」の原型）、赴任前にシラバスを作成した。ところが、このシラバスに対して、当時の法科大学院事務課よりクレームがついた。未修者の民事訴訟法Ⅱ（1年後期開講）と既修者の民事訴訟法Ⅱ（2年前期開講）は同じ名称の科目であり、同一科目で異なった内容では認証評価で問題となる点であった（この翌年が5年に1度の認証評価の年であり、この年のカリキュラムなどが評価の対象となる）。確かにこの指摘の通りなのであるが、そうはいつでも、今まで通り、既修者に民事訴訟法の半分だけ講義するわけにはいかない。そこで、「両科目は対象者を異にするので内容は異なるが、到達目標は同じであり、到達水準も同じである」ことをシ

ラバスに明記することによって何とか切り抜けたが、早晩、カリキュラムの大幅改正は避けられない状況であった。

実際に平成19年4月に着任し、早速、既修者対象の民事訴訟法Ⅱを担当したところ、断片的な知識は有していても（旧司法試験受験経験者も多数いたが、知識はあっても）、体系的な理解は必ずしも十分にはできていなかった（当時の3年生や未修2年生からも、この法科大学院では、体系的な民事訴訟法の講義を聴いたことがないとのことであった）。そこで、在学生・修了生対象に、この年の夏休み期間中に、2週間かけて民事訴訟法の基本部分の講義（補講）を行ったところ、予想以上の多数の聴講者であった。

この一方で、平成20年入学者対象にカリキュラム改正に着手した。どれほど不合理なカリキュラムでも、いったんできあがってしまうと、それを前提に他のカリキュラムや時間割が確定しているので、改正は容易ではない（「存在するものは合理的である」）。ただ、法科大学院が発足して3年が経過し、カリキュラム全体についての改正も話題に登っていたので、この中で民事訴訟法も改正の対象にすることができた。

もともと法学部での民事訴訟法は6～8単位で講義する大学が多数を占めていた（正式に6単位や8単位科目としている大学もあり、民事訴訟法一部4単位・同二部4単位・同三部4単位（あるいは2単位）と開講される中で、民事訴訟法二部の前半で複雑訴訟や上訴、後半で執行法、同三部で民事保全法と倒産処理という運用を行う大学も多かった）。法科大学院の教育は、従来の4単位科目を2単位で講義することが多いが、しかし6～8単位科目を2単位で教育することはほとんど不可能である。本法科大学院の構想段階では民事訴訟法Ⅰは講義、民事訴訟法Ⅱは演習を予定していたとのことであったが、ほとんどの法科大学院での未修者対象の民事訴訟法は4単位での講義である。本学も、当初から民事訴訟法の専門家が制度設計に加わっていれば、このようなことにはならなかったはずであり、本学の民事訴訟法教育が発点から問題を抱えていたことは、ここにも現れていた。

さて、平成20年度に向けての改正事項は、次のようであった。まず未修者用には、民事訴訟法ⅠとⅡを統合して「民事訴訟法」4単位とし1年後期開講とした。それまでのように1年かけて教えるよりは、民法の学習が半年済んだところで集中的に

教育する方が効果的であるとの考慮からであった。そして既修者の履修免除科目が、民事訴訟法Ⅰ（２単位）から民事訴訟法（４単位）と改正されたため、履修免除単位も２単位増加することになった。一方、新たに「応用民事訴訟法」２単位を配置し、未修者も既修者も２年前期で必修とした。したがって、未修者の必修単位が２単位増加することになった。

この応用民事訴訟法開講により、未修者も２年次で、既修者と同じクラスで法律基本科目の民事訴訟法履修をすることになり、どうやらこれで全国平均的なレベルの開講科目となった（同時に、倒産法（２単位）も、倒産法Ⅰ・倒産法Ⅱ（各２単位）として都合４単位に増加した）。

３．その後、平成21年４月に野村秀敏教授が赴任されると、これまでの科目に加え、学生に書かせる講義も必要であるとの指摘を受け、早速、翌22年４月、試行的にフォローアップ授業（課題に対して受講生が解答を作成して提出、それを添削して返却、全部で９回）を開講し、受講生からも好評価を得たので、平成23年から正規科目「民事法総合演習Ⅵ（民事訴訟法事例演習）」（２単位・３年前期）として開講することになった。この科目の開講により、本法科大学院では、実務家教員による「要件事実」などと合わせると、全学年を通じて民事訴訟法を学習することになり、全国的に見ても、極めて充実したカリキュラムとなった。

Ⅲ．「民事訴訟法」教育の困難さ―「眠素」は避けられないか

さて、このような経緯を説明してきたのは、実は、このようなカリキュラムこそが、民事訴訟法教育の困難さに対する１つの解決方法でもあるからである。

民事訴訟法、省略して「民訴」、これを「眠素」と揶揄するのは明治時代からのようで（これに対して「民山商水」、それはかつての帝国大学法科大学（あるいは法学部）での民事訴訟法の講義は、多くは３年次に配当され、４月から講義開始、教科書通り始めると、裁判所の種類や管轄の話（退屈である）が５月くらいになるので、陽気のせいもあり眠くなるからでもあった。そもそも訴訟法は、手続全体がわからないと個別の問題がわからず、また個別問題がわからないと全体がわからないという構造であり（「円環型の構造」と呼ばれることもある）、初学者が一度聞いただ

けで全体像を理解することは極めて困難である。同じ手続法でも、刑事訴訟法は、まだ捜査や逮捕・起訴など具体的なイメージがわくが、初めて聞く民事訴訟法ではイメージすることすら無理である。

例えば、当事者の問題（氏名冒用訴訟、あるいは被告がすでに死亡していながら、それを秘して相続人が応訴する場合等）についても、誰を被告とするのかは、管轄や除斥原因と言った訴訟の初期段階の問題にとどまらず、訴訟中に判明した場合の措置の問題、さらに判決の効力は誰に及ぶのか、再審で救済するにしても再審事由のいずれに該当するか等々、最初に出てくる問題が、最後に学習する再審にもかかわるという具合である。相殺の抗弁についても、訴訟行為論（条件は付けられるのか、相殺の効果は何時生じるか、抗弁として却下されると相殺の効果はどうなる等々）の他、既判力の問題や審理の順序、さらに上訴の利益、不利益変更原則等々と関連する問題が次々に姿を現す。

このような授業科目で、最初から1回限りの体系的な講義を聴講しても、初学者は理解不能に陥ってしまう。本法科大学院の当初のカリキュラムは、未修者も既修者も1回限りの民事訴訟法の講義であった。ここで、分厚い教科書による体系的な講義を行っても、履修者はおそらく消化不良に陥ってしまい、その後に興味を持つことすらなくなってしまう（負の連鎖）。

そこで、このような初学者が理解するのに困難を覚える民事訴訟法教育の1つの方法が、改正後の本法科大学院での取組みでもある。

IV. 専修大学法科大学院での取組み

既述のように、本法科大学院では、未修者は民事訴訟法について3回繰り返して履修する。1年後期で手続の全体像と基礎理論を修得する（4単位）。ここでの学習をもとに2年前期で判例を素材として応用力の涵養が図られ、さらに3年前期では、比較的長文の問題を例に使っての問題解決能力に磨きをかける。同じ事を3回繰り返しながら、少しずつ上昇していく（螺旋型上昇）のカリキュラムであり、こうすることによって、各学年での教育目標の設定（到達度の確定）が容易になる。そして1年次での基礎理論の学習内容は、基本的部分に集中し、教育内容を欲張らないものにすることができる（授業の中心は基本的な部分、しかし基本が中心だから

と言ってレベルが低いわけでは決してなく、基本的な部分を身に付けさせることが難しい。その上で、2年次・3年次と進むたびに、基本的で重要な点を繰り返すこと(IT=Impression Times)によって、基礎理論の定着を図ることができるのである(実は、以前の勤務先で、すでに同様のカリキュラムを実施しており、未修者に対しては、民事執行保全法も含めて3年かけて教育してきた)。

このようなカリキュラムを実施して以来、未修者で民事訴訟法を苦手とする学生はいなくなった。無論、受講生全員の理解度が上がった訳ではないが、少なくとも苦手意識を持つ学生はいなくなったことは事実である(毎学期末の授業アンケートから明らかとなっている)。この一方で、直面する困難な問題が既修者である。入学後に、未修者2年生と同じクラスで「応用民事訴訟法」を履修するのであるが、この講義は、すでに一通り民事訴訟法の基礎理論を学習済みであることを前提としている。ところが、既修者の大半は、民事訴訟法の履修は始めてであり、この講義履修の前提を欠いており、応用民事訴訟法の講義で基礎理論の説明が必要になってしまい、本来の役割を果たせていない常況にある。

そもそもこの頃の法学部教育では、必修科目が激減し、法律基本科目ですら選択履修でよく、憲法・民法・刑法のすべてを履修しなくても法学士の学位を得ることができる。まして訴訟法は履修する学生そのものが少ないのである。既修者試験を合格している以上は、一定程度以上の知識はあるのであるが、しかし体系的な学習をしていないためか、手続全体をよく理解していない学生が多いのも事実である。そもそも、既修者として「民事訴訟法」や「刑事訴訟法」を履修免除することは問題が多いのであるが、しかし履修上限からの制約もあり、根本的な解決方法がない状態である(講義内やオフィスアワーなどで補うことにも限度がある)。

未修者教育の充実が、しばしば話題となるが、実は既修者教育にも問題が多く、それは学部での法学教育にもかかわる大きな問題である。

V. 講義での若干の工夫—まとめを兼ねて

1. 最後に、自分なりの講義での工夫を述べて、まとめとする。かねてから言われている「ゆっくりと、わかりやすく、ていねいに」は、実は容易ではない。そこで、講義で心掛けていることの1つが、「講義を禁欲的に」行うことである。つまり、

講義内容を欲張らない、徹底的に基本に限って行うということである。

以前の勤務先で、試行的に「法情報論」という講義を行ってきたことがあった。インターネットの黎明期から（1990年代の初め頃から）、法律家の仕事の可視化という共同研究に取り組み、可視化でき機械処理に任せられる部分はどこかを確認して、パソコンの通信機能を活用し、異分野の法律家による法学教育の共同作業を行ってきた。法学部1・2年生を対象に、一定の課題を出し、複数の大学の学生でチームを組んで解決方法を検討させるのであるが（問題起点型の法学入門）、教員側も、複数の大学の異分野の専門家が、通信衛星を利用して共同講義を行いながら指導を行った。各教員が講義に利用できる時間は限られているため、ポイントを絞っての説明が必要になり、教育内容を徹底的に絞ることが必要となった。教えるべき内容を厳選し、限られた時間を最大限有効に活用することを経験し続けてきたのである。

さらに、偶然の事ながら、聴覚障害者を学生として受入れ、手話通訳を介して民事訴訟法や民事執行法の講義を行うことも経験した。外国語の通訳を経験した人には自明であろうが、自分が理解できないことは通訳できない。手話通訳も同じで、手話通訳者が理解できなければ、伝わらないのであるから、この講義も、まったく法律の学習経験のない手話通訳者の方が理解できるような講義にする必要があった。そのために講義の1週間前までに手話通訳者に講義内容の詳細なレジユメを送っていた（現在、法科大学院では当然とされている詳細なシラバスの作成や予習内容の指示をこの頃から行っていた）。

このような経験を背景に、講義はあくまで基本に徹底する、欲張らないということで、現在にまで至っている。そして講義で重要なことは、語尾をはっきり明瞭に話すことである。これも法情報論からスピノフしたプロジェクトの成果であるが、アナウンサーによる発音や発声の指導、教育学専門家による講義方法のレクチャーなどを受ける機会があった。聞いて理解するためには、語尾が明瞭であることがポイントとなるそうである。早口でも語尾さえはっきりしていれば、理解可能であるが、逆に語尾が不明瞭なら、いくらゆっくり話しても聞き取れない。これは、今も講義で気をつけている点の1つである。

2. さらに講義に際しての心構えは、よく知られていることではあるが、「教えようとしていることは、『とても大切でとても面白い』ことを決して忘れないこと。それを学生に伝えることも忘れてはいけない」ことである。どんなことであっても、それをまだ知らない者にとっては難しく、既に何かを知ってしまっているから、それが簡単に思えるだけである。例えば、信義則、権利濫用、一事不再理、事情変更の原則等々は法律家からすれば日常用語であるが、未修者から見れば、完全に外国語である。

したがって「もし学生が理解できないのであれば、それは学生のせいではない。そして、このことは、しばしば忘れられている」のである。そもそも、ソクラテスメソッドとは、ソクラテスの対話であるが、大学ではなく市中で市民の平易な言葉（日常用語）での議論を行い、相手が納得できるように理解しやすく説明することである。

しかし、これでは学生を甘やかしている、との批判を受けそうであるが、実は、そうではなく学生にも、以下のような厳しい注文をつけている。

- 必要な知識は、この講義ですべて身につける（極端に言えば記憶が8割を占める）。
- 必要な技法もすべて身につける。
- 知識ではなく応用力、丸暗記ではなく創造性というのは嘘。応用力は、必要な知識や技法をすべて身につけてからの話。
- 予習課題（次回の講義内容）については1週間前に必ず配付するので、必要な予習を怠ることのないように（この1週間前配付は、赴任以来欠かしたことがない）。

端的に言えば、極限まで頭を使え、今は死にもものぐるいで勉強するときだ、ということである。ただ、前述した既修者の存在が、ネックとなっている。基礎知識の不足した既修者の存在が講義時間を奪うことがしばしばあるので、ここはある程度は割り切るしかないと考えている（批判を覚悟で言えば、「できる者を延ばす、できない者を拾い上げるのではない」と、割り切るほかはないのであろう。専門職大学院での講義である以上は）。「物の窃盗罪があるのに、時間の窃盗罪のないのは不合理だ」からである。

3. 最後に、失敗はよい教訓になるので、講義内容で教え方も含め気が付いた点は、その日のうちに講義ノートなどを補充している（手書きでノートを作成していた時代とは異なり、次年度に向けての講義ノートの補充は極めて容易である）。

VI. 結語

法科大学院は、いろいろな方面から批判を浴びているが、しかし教育という面から見れば、教員が正面から教育に向き合うことができ、さらに教育を組織的に検討する機会ができたことは高く評価すべきである。本学でのささやかな経験をまとめてみたので、何かの参考になれば幸いである。